

## 上場有価証券等に関する説明書

本説明書は、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）のリスクや概要等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い交付する「上場有価証券等書面」です。本説明書の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が必要となることがあります（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といいますが、)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた際や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた際に、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる場合があります。
- ・ また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、本書面上の「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国証券については、その国の政治、経済、社会情勢の変動によっては、突発的な規制等が行なわれ、お取引に影響を与える場合があります。また、現地諸費用の額につきましても変動する場合がありますことから、本書面上その金額をあらかじめ記載することができないため、詳細につきましては当社ホームページにてご確認ください。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

なお、本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し

※ 注文された上場有価証券取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。) この「取引報告書」の内容は、必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のリーガルコンプライアンス部へ直接ご連絡ください。

## 当社の概要及び本取引に関する連絡先

商号等 楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号、商品先物取引業者  
本店所在地 〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイド楽天タワー21階  
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会  
指定紛争解決機関 (「金融商品取引業等業務関連」の苦情や紛争の解決)  
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター  
所在地: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13  
電話番号: 0120-64-5005  
受付時間: 月~金 午前9時~午後5時(祝日等を除く)

なお、「商品先物取引業」に関する苦情や紛争の解決はこちらまで。

日本商品先物取引協会「相談センター(本部)」

所在地: 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4 日商協ビル

電話番号: 03-3664-6243

受付時間: 午前9時~正午、午後1時~午後5時(営業日)

資本金 7,495百万円(2010年10月現在)

主な事業 金融商品取引業

設立年月 1999年3月

連絡先 カスタマーサービス部(平日午前8時~午後6時)

フリーダイヤル: 0120-41-1004

携帯電話から(有料): 03-6739-3333

法人口座お問い合わせダイヤル: 0120-088-547

携帯電話から(有料): 03-6739-3340

金融商品取引について発生したトラブル等は、上記の「指定紛争解決機関」(ADR(注)機関)における苦情処理・紛争解決の枠組みを利用することが可能です。

**特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター**  
**電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)**

(注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民法上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続を言います。

(2013年4月)

**国内の金融商品取引所に上場する株式等（日本株式）の現物取引における売買手数料**

当社が契約する金融商品仲介業（金融商品取引法第 66 条に基づき内閣総理大臣の登録を受けて金融商品仲介業を行う者）を通じてお取引をされるお客様には日本株式（現物取引）の売買の約定が成立した際には以下の手数料をお支払いいただきます。お客様には、当社ホームページ等に掲載されているインターネット等を経由した取引手数料およびオペレーター取次ぎによる取引手数料は適用されません。

約定代金		消費税抜き	消費税込み
	25 万円以下	2,500 円(最低手数料)	2,625 円(最低手数料)
25 万円超	100 万円以下	約定代金の 1.0000%	約定代金の 1.0500%
100 万円超	200 万円以下	約定代金の 0.8750% +2,000 円	約定代金の 0.91875% +2,100 円
200 万円超	300 万円以下	約定代金の 0.8000% +3,500 円	約定代金の 0.8400% +3,675 円
300 万円超	400 万円以下	約定代金の 0.7500% +5,000 円	約定代金の 0.7875% +5,250 円
400 万円超	500 万円以下	約定代金の 0.7000% +7,000 円	約定代金の 0.7350% +7,350 円
500 万円超	1,000 万円以下	約定代金の 0.6000% +12,000 円	約定代金の 0.6300% +12,600 円
1,000 万円超	2,000 万円以下	約定代金の 0.5500% +17,000 円	約定代金の 0.5775% +17,850 円
2,000 万円超	3,000 万円以下	約定代金の 0.5000% +27,000 円	約定代金の 0.5250% +28,350 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	約定代金の 0.3000% +87,000 円	約定代金の 0.3150% +91,350 円
5,000 万円超	1 億円以下	250,000 円	262,500 円
1 億円超	2 億円以下	300,000 円	315,000 円
2 億円超	3 億円以下	350,000 円	367,500 円

※ 現物株式の 1 注文当たりの発注可能上限は以下のとおりです。

- ・ 売買数量 : 100,000 単元
- ・ 売買代金 : 300,000,000 円

**単元未満株式の買取請求手数料**

単元未満株式の取次ぎ手数料については、1 件につき 315 円（税込み）がかかります。

**海外の金融商品取引所に上場する株式等の売買手数料**

当社が契約する金融商品仲介業者（金融商品取引法第 66 条に基づき内閣総理大臣の登録を受けて金融商品仲介業を行う者）を通じてお取引をされるお客様には、外国株式の売買の約定が成立した際には各市場毎に以下の手数料をお支払いいただきます。お客様には当社ホームページ等に掲載されているインターネット等を経由した取引手数料およびオペレーター取次ぎによる取引手数料は適用されません。

**米国の金融商品取引所に上場する株式等（米国株式）の売買手数料**

約定代金		消費税抜き	消費税込み
	1 万米ドル以下	100.00 米ドル	105.00 米ドル
1 万米ドル超	5 万米ドル以下	約定代金の 1.200%	約定代金の 1.260%
5 万米ドル超	10 万米ドル以下	約定代金の 0.900%+150.00 米ドル	約定代金の 0.945%+157.50 米ドル
10 万米ドル超	20 万米ドル以下	約定代金の 0.800%+250.00 米ドル	約定代金の 0.840%+262.50 米ドル
20 万米ドル超	50 万米ドル以下	約定代金の 0.600%+650.00 米ドル	約定代金の 0.630%+682.50 米ドル
50 万米ドル超	100 万米ドル以下	約定代金の 0.500%+1,150.00 米ドル	約定代金の 0.525%+1,207.50 米ドル
100 万米ドル超		約定代金の 0.400%+2,150.00 米ドル	約定代金の 0.420%+2,257.50 米ドル

※ 売却時は通常の手数料に加え、SEC Fee（米国現地証券取引所手数料）が別途かかります。

※ 米国株式等の 1 注文当たりの発注可能上限は以下のとおりです。

- ・ 買付数量 : 9,990 株 売付数量 : 9,999 株
- ・ 売買代金 : 9,899,999.99 USドル

## 中国の金融商品取引所に上場する株式等（中国株式）の売買手数料

約定代金	消費税抜き	消費税込み
100万円まで	5,000円	5,250円
100万円超	約定代金の0.5%	約定代金の0.525%

※約定代金は適用為替レートで計算した円換算金額です。

## アセアンの金融商品取引所に上場する株式等（シンガポール株式、タイ株式、マレーシア株式、インドネシア株式）の売買手数料

約定代金		消費税抜き	消費税込み
	100万円以下	10,000円	10,500円
100万円超	500万円以下	約定代金の1.2%	約定代金の1.260%
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.9000%+15,000円	約定代金の0.945%+15,750円
1,000万円超	2,000万円以下	約定代金の0.8000%+25,000円	約定代金の0.840%+26,250円
2,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.6000%+65,000円	約定代金の0.630%+68,250円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.5000%+115,000円	約定代金の0.525%+120,750円
1億円超		約定代金の0.4000%+215,000円	約定代金の0.420%+225,750円

※約定代金は適用為替レートで計算した円換算金額です。

※ インドネシア株式の1注文当たりの発注可能上限は以下の制限を設けています。

・売買代金：99,999,999 IDR

※ 上記の「株式等」には「上場投資信託受益証券（ETF）」、「上場投資証券または指標連動証券（ETN）」、「不動産投資信託証券（REIT）」、「預託証券（DR）」、「上場新株予約権証券」を含みます。

(2013年4月)

## 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

本説明書は、お客様から楽天証券にお預けいただく金銭及び有価証券について、取引の概要等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い交付する「契約締結前交付書面」です。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

### 手数料など諸費用について

有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

### この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、有価証券の売買の取次ぎ等に関して、お客様から金銭又は有価証券の預託を受けております。

### この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・お客様が当社の総合証券取引約款の変更に同意されない場合

## 当社の概要及び本取引に関する連絡先

商号等 楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号、商品先物取引業者  
本店所在地 〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイド楽天タワー21階  
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会  
指定紛争解決機関 (「金融商品取引業等業務関連」の苦情や紛争の解決)  
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター  
所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13  
電話番号：0120-64-5005  
受付時間：月～金 午前9時～午後5時(祝日等を除く)

なお、「商品先物取引業」に関する苦情や紛争の解決はこちらまで。

日本商品先物取引協会「相談センター(本部)」  
所在地：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4 日商協ビル  
電話番号：03-3664-6243  
受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時(営業日)

資本金 7,495百万円(2010年10月現在)  
主な事業 金融商品取引業  
設立年月 1999年3月  
連絡先 カスタマーサービス部(平日午前8時～午後6時)  
フリーダイヤル：0120-41-1004  
携帯電話から(有料)：03-6739-3333  
法人口座お問い合わせダイヤル：0120-088-547  
携帯電話から(有料)：03-6739-3340

金融商品取引について発生したトラブル等は、上記の「指定紛争解決機関」(ADR(注)機関)における苦情処理・紛争解決の枠組みを利用することが可能です。

**特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター**  
**電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)**

(注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民法上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続を言います。

(2012年4月)